

環境関連法規制等の動き 2025年度（2025.3.27～2026.3.23）まとめ

記号	法令名	2025年度の主な法令改正（詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。）
A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	産業廃棄物の運搬又は処分を委託契約する際、廃棄物に 化管法の第一種指定化学物質 が含まれる等する場合、その 物質名及び量又は割合の情報を提供 することとされました。法令が施行される 26.1.1以降 に行う新規契約又は更新契約から適用されます。
B	工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示	事業者が工場等において太陽光発電設備を新設する場合、土砂崩れ等の懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備の選定に努めることと されました。

↓（掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令番号です）

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表改正法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	環境基本	環境基本法	4-3	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件	2	環境省告示第35号	2025.3.31	2025.4.1	有害物質の 濃度試験方法 について、参照元である日本産業規格の技術基準等の改正が行われたことに伴い改正されました。	—
	環境評価	環境影響評価法	12-1	環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令	1	政令第384号	2025.11.19	2026.4.1	25.6.20に公布された改正法の一部の施行日が26.4.1に決まりました。今回施行されるのは、主に項番整理に関する内容です。また、改正環境影響評価法第52条で定める環境大臣が インターネット等で公開する環境影響評価に係る書類等の公開期間が30年間 と定められました。	当該手続きにおいて公表に同意した事業者
			9-2	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	—	政令第330号	2025.9.19	2025.10.1	環境影響評価手続 において、事業者に対し直接、方法書に係る意見を述べられる政令市として、新たに 熊本市が追加 されました。	—
			6-3	環境影響評価法の一部を改正する法律	—	法律第73号	2025.6.20	2年以内	事業者が、法第2条に基づき建設された 既存の工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する場合の規定 が追加されました。建替事業に係る配慮書については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえて、 新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすること とされました。	当該既存事業の建替事業を実施する事業者
	大気汚染	大気汚染防止法	3-1	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令	—	環境省令第6号	2026.3.17	2026.4.1	光化学オキシダントに係る環境基準及び測定方法の見直しを受けた改正です。同物質の測定方法から、吸光光度法及び電量法が除外され、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法のみとなりました。	—
			2-3	大気の汚染に係る環境基準の一部を改正する件	—	環境省告示第8号	2026.1.30	2026.4.1	光化学オキシダントに係る環境基準 が見直しされ、現行の「1時間値が0.06ppm以下であること」→「オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。」に改正されました。	—
			9-4	排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件	—	環境省告示第66号	2025.9.11	2025.10.1	大防法に基づく排出ガス中の 水銀測定法 のうち、 水銀含入廃棄物等からの水銀の回収施設 における排出水銀等の濃度算出の際に使用する、 酸素濃度係数が変更 されました。	当該施設を所有する事業者
	水質汚濁	水質汚濁防止法	6-1	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令	—	環境省令第17号	2025.5.26	2025.7.1	現行の「 ほう素及びその化合物 」、「 ふっ素及びその化合物 」並びに「 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 」に係る 暫定排水基準 が2025.6.30をもって適用期限を迎えます。既存の8業種のうち7業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間が延長されました。延長後の適用期間は、 28.9.30 までです。ほか1業種（ ジルコニウム化合物製造業 ）は 一般排水基準 へ移行しました。	当該業種の事業者
		浄化槽法	4-2	環境省浄化槽法施行規則の一部を改正する省令	—	環境省令第10号	2025.3.28	2025.4.1	特定既存単独処理浄化槽 の把握及び判定に当たって参考となる事項が、法で定める 浄化槽の定期検査の報告事項 として定められていなかったため必要な事項が盛り込まれました。	浄化槽の定期検査の報告者
		水道法	7-3	水質基準に関する省令の一部を改正する省令	—	環境省令第19号	2025.6.30	2026.4.1	水道水 の水質基準に新たにペルフルオロオクタンスルホン酸（ PFOS ）及びペルフルオロオクタン酸（ PFOA ）が追加されました。	—
	地球温暖化	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	10-1	フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示	—	経済産業省告示第146号	2025.10.1	2026.4.1	フロン類の製造業者 等は、HFC使用量の見通しを踏まえ、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとされています。この見通しは5年おきに策定することとされており、今般、2030年の使用量を見直す(1450万t→1930万t)とともに、新たに2035年の使用量が設定(1230万t)されました。	フロン類の製造業者
		地球温暖化対策の推進に関する法律	3-3	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第8号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量	1	農林水産・経済産業・環境省告示第1号	2026.3.23	2026.4.1	国内認証排出削減量として 森林等炭素蓄積変化量 が規定されたことを受け、森林吸収量等の具体的な算定方法について定められるとともに、森林吸収量等が調整後排出量の算定に用いることができるようになりました。	当該二酸化炭素の削減取組等をおこなう特定排出者等
			3-2	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	—	政令第20号	2026.3.4	2026.4.1	「公益信託に関する法律」の改正(24.5.22公布)に伴う見直しが行われました。 国際協力排出削減量の信託 の記録手続、並びに受託者の変更等について同改正法の規定に改められました。	—

	地球温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	2-2	温室効果ガス排出量等の報告に関する命令の一部を改正する命令	-	内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号	2026.2.12	2026.4.1	「 国内認証排出削減量 」として、新たに「 自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組 」により削減等がされた二酸化炭素の量が追加され、木の炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の量に係る「 森林等炭素蓄積変化量 」が規定されました。	—
			2-1	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令	-	経済産業・環境省令第1号	2026.1.21	2026.4.1	廃棄物の焼却に係る廃熱の供給を受けた事業者 の、「他人から供給された熱の使用に伴う排出量」の算定において、 蒸気並びに温水及び冷水に係る温室効果ガス排出量の算定方法 は、その係数を零とする改正が行われました。	当該熱の供給を受ける特定排出者等
			9-1	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	-	政令第327号	2025.9.18	2026.1.1	24.6.19公布の改正法第2条では、算定割当量(京都議定書に基づくクレジット)に関する規定を削ることが定められたことに伴い、政令においても、 算定割当量の規定並びにその手続に係る手数料が削除 されました。	—
		脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	8-2	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	農林水産省令第34号	2025.7.30	同日	建築用木材に係る製材の日本農林規格が改正されたことを受けて、 省令の引用規格 が改正されました。	—
	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8-1	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示	1	環境省告示第63号	2025.7.28	同日他	検定方法に引用する JIS規格 、JIS K0102-1等(工業用水・工場排水試験方法)の制定に伴い変更された 新たな規格番号へ変更 する改正並びに近年の分析技術などに関する検討を踏まえ、導入すべき 新たな分析方法 を当該告示における 公定分析法に反映 する等行われました。	—
			5-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第15号	2025.4.22	2026.1.1他	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際に交わす 委託契約に含むべき事項 が追加されました。化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者は、委託する廃棄物に 第一種指定化学物質 が含まれる等する場合、その 物質名及び量又は割合の情報を提供 することとされました。なお、委託契約に含むべき事項の改正内容については、法令が施行される 26.1.1以降の新規契約又は更新契約から適用 されます。	化管法に基づく第一種化学物質等取扱事業者
	B	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	1-1	工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示	2	経済産業省告示第186号	2025.12.26	2026.4.1	データセンター事業者に中長期的な計画の提出が義務化 されるとともに目標値が設定されました(改正省エネ法施行規則)。また、 事業者が工場等において太陽光発電設備を新設 する場合、土砂崩れ等の懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の 屋根に設ける太陽光発電設備の選定 に努めることとされました。	工場等に太陽光発電設備を新設する事業者等
			4-1	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第17号	2025.3.27	2025.4.1	省エネ法に係る 届出様式が改訂 され、電気の需要の最適化に資する措置(ディマンド・リスポンス)に係る報告内容が追加されたほか、一部記載事項が不適切・不整合となっている箇所が修正されました。	同法に基づく特定事業者
		エネルギー	7-1	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	-	経済産業省告示第111号	2025.7.14	2025.7.15	エネルギー供給事業者のうち ガス事業者 に対して2030年までに供給ガス量の1%～5%を 合成メタンやバイオガス等に置き替える ことが盛り込まれる等されました。	当該業種の事業者
			11-1	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	1	政令第358号	2025.10.29	2025.11.1他	殺虫剤等に使用される フェナザキン及びこれを含有する製剤が劇物に指定 されました。そのほか塩素酸ナトリウムを含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤であって、炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものが劇物から除外されました。	当該物質を販売または取り扱う事業者

	化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	1-2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	2	政令第416号	2025.12.17	公布から6ヵ月経過時他	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)関連物質が第一種特定化学物質に指定されました。また、同物質が使用されている場合に輸入できない製品として“ <u>はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした生地</u> ”等が指定等されました。その他、同政令での8:2フルオロテロマーアルコール項削除に伴い、省令、告示の改正が行われました。	当該物質を製造・輸入又は使用等する事業者
			10-3	経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第67号	2025.10.8	2026.4.1	電子届出等の利便性向上の改正が行われました。現在の電子署名等に加えて、すべての事業者を対象とした共通認証システムであるGビズID等が追加等されました。	—
			10-2	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令	-	厚生労働・経済産業・環境省令第2号	2025.10.8	2026.7.1他	外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出方法として、 <u>電子届出等による方法を追加</u> したほか(2026.7.1施行)、少量新規化学物質の確認に係る申出及び低生産量新規化学物質の確認に係る申出については、原則、 <u>電子届出等による方法により行う</u> こととされました(2029.1.1施行)。	当該届出を行う事業者
		ストックホルム条約	7-2	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aに係る日本国による留保の撤回に関する件	-	外務省告示第271号	2025.7.18	2025.2.26	2019年にストックホルム条約の附属書A(廃絶対象物質)に追加されたペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、日本は受諾を留保していましたが、国内法での対応も進み25.2.26付で <u>留保を撤回</u> しました。なお、化審法においてPFOAは24.9.1、PFOA関連物質が25.1.10から規制されています。	—
	循環型社会	資源の有効な利用の促進に関する法律	3-5	使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令	-	財務・厚生労働・経済産業・環境省令第1号	2026.3.23	2026.4.1	25.6.4公布の改正資源有効利用促進法において、法で規定する <u>指定再資源化製品</u> に再生材の利用義務を課すことに伴う関係省令の改正です。改正法第53条に規定する指定再資源化事業者が、 <u>使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化事業計画の認定</u> に係る規定が定められました。	当該認定を受ける指定再資源化事業者
			12-2	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第10条第1項の要件を]定める政令の一部を改正する政令	1	政令第371号	2025.11.12	2025.11.21	24.5.29に公布された題記法の施行日が25.11.21に決まりました。この法律は、資源の循環を行ううえで製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すため制定されました。廃棄物処分業者(廃掃法に基づく業者)の判断の基準となるべき事項の策定や、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みを促進するため、環境大臣による認定制度を創設等します。今回、法第11条で定める <u>認定高度再資源化事業の認定に係る処理の基準、認定高度分離・回収事業に係る処分の基準</u> 等が規定されました。	廃棄物処分事業者等
		脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律	12-4	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	-	政令第412号	2025.12.12	2026.4.1	<u>改正資源有効利用促進法</u> では、脱炭素化のために特に必要な再生資源を利用した製品を指定し、再生資源・再生部品の利用促進並びに脱炭素化を図るための措置が講じられます。今回、施行令において <u>再生資源をプラスチック</u> とするとともに、 <u>指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び再生資源利用促進計画を作成し、提出</u> しなければならない対象生産量又は販売量が決まりました。主な製品は、 <u>自動車(1万台/年)、エアコン(5万台/年)、テレビ(5万台/年)</u> 等です。	当該製品を基準以上生産又は販売する事業者
			12-3	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	-	政令第411号	2025.12.12	2026.1.5	25.6.4に公布された題記改正法の一部施行日が26.1.5に決まりました。今回施行されるのは、CO2排出量の届出内容について確認をおこなう <u>登録機関の申請</u> に関する規定です。	—
			6-2	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第52号	2025.6.4	2026.4.1他	GX推進法では、 <u>排出量取引</u> について二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上(10万tを予定)の <u>事業者の参加義務化</u> 等が追加されました。 資源の有効な利用の促進に関する法律では、 <u>再生材の利用義務を課す製品を指定</u> (品目指定は今後予定)し、 <u>当該製品(生産量が一定規模以上)の製造事業者等</u> に対して、 <u>再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け</u> 等します。	該当する事業者
	安全管理	労働安全衛生法	3-6	労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの	-	厚生労働省告示第15号	2026.2.20	2026.4.1	法第57条の2第1項に規定する物質の譲渡や提供の際の <u>通知対象物質</u> のうち、 <u>含有濃度等が低い場合等に労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれが高くない物質</u> として扱える要件が規定されました。	—
			2-4	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令	-	厚生労働省令第3号	2026.1.20	2026.4.1	25.5.14に公布された題記改正法の一部施行に伴う改正です。改正労安法において、個人事業者等の労働者以外の者を一定の義務の対象として規定するにあたり、 <u>労働者以外の者が労働者と同一の場所で作業に従事する場面であることを明確にする</u> 改正、法57条の2に係る「 <u>通知対象物譲渡者等</u> 」からの「 <u>代替化学名等</u> 」の <u>通知事項の規定</u> 並びに、法に規定する指針等の公表について、インターネット等にて行うこととされました。	—
			12-5	労働安全衛生規則 及び 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第120号	2025.12.9	2027.1.1	25.5.14公布の改正労安法の施行に向けた関係省令の改正です。 <u>災害発生活場所管理事業者</u> 等に対し、 <u>個人事業者が労働者と同一の場所で行う仕事の</u> 作業による事故等の業務災害により死亡又は4日以上休業した場合に、所轄の <u>労働基準監督署長への報告を義務付ける</u> 等します。	個人事業主に当該作業を行わせる事業者等

安全管理	労働安全衛生法	11-3	石綿障害予防規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第111号	2025.10.31	2026.1.1	事業者が、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行う前には、 環境大臣が定める者が石綿等の使用の有無の事前調査 を行ない、所轄労働基準監督署に報告しなければなりません。今回、この事前調査結果等の報告様式(様式第1号)が改正され、事前調査を行った者が修了した講習の区分(一般・工作物・船舶等)を報告事項として追加等しました。	当該調査を行う事業者
		11-2	労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第108号	2025.10.29	同日	工業用等の 特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大 及び 安全装置の設置義務化 (27.10.1施行)、並びに、エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の 職務・教育内容の見直し (26.4.1施行)等が行われました。	当該設備を所有する事業者等
		10-4	労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件	-	厚生労働省告示第269号	2025.10.8	2026.10.1	リスクアセスメント対象物 のうち当該条項において、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならないこととしています。今般、新たに 78物質の濃度基準値を追加 するとともに、既存の酢酸ブチルの一部として主に塗料・インク・接着剤の溶剤として使用される酢酸－セカンダリブチルが追加されました。	当該物質を使用等する事業者
		9-3	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第90号	2025.9.19	同日	25.2.19公布の改正令及び改正則において新たな危険性及び有害性分類に基づく リスクアセスメント対象物 の追加、削除等が2027.4.1の施行でおこなわれます。今回、則別表第2の対象物のうち、 ステアリン酸ナトリウム 及び りん酸トリフェニル が27.4.1の施行前に 削除 されました。	—
		5-2	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律	-	法律第10号	2025.5.14	2026.4.1他	ストレスチェック の実施が事業規模に関わらず 義務化(3年以内施行) された他、事業者は 法第42条に係る機械等 について安全装置を具備等しなければ労働者に使用させてはならないこととされました(27.4.1施行)。また、個人事業者等に対する労働災害防止の対応が強化され、個人事業者等は法で定める危険または有害な業務に就く際に 特別教育 (事業者が実施する教育)を 受講 する、安全装置を具備しない機械等を使用してはならないこと等が義務化(27.4.1施行)等されました。	事業者並びに個人事業者等
		4-4	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第57号	2025.4.15	2025.6.1	事業者は作業に従事する者が 熱中症 の自覚症状や健康障害を生じた疑いがあることを他の者が発見した場合にその者に 報告させる体制を整備 するとともに、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、熱中症の重篤化を防ぐために 必要な措置 を講じ、またその 実施手順をあらかじめ定めて周知 すること等されました。	熱中症を生ずるおそれのある作業を行う事業者
	消防法	3-4	危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令	-	総務省令第15号	2026.2.27	2026.3.31	害虫剤等に使用される フェナザキン及びこれを含有する製剤 (一部を除く)は加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することから、 消防活動阻害物質 に指定されました。	当該物質を指定数量以上貯蔵又は取り扱いをおこなう事業者